

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
介護職員等の処遇改善に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の介護職員等の処遇改善に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める介護職員等は、次のとおりとする。

- (1) 本会で勤務する職員であり、かつ介護職員として雇用契約を締結している者。

(処遇改善の方法)

第3条 介護職員等には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給するほか、介護職手当を支給する。

- 2 前項のほか、介護職員等の能力向上のために必要な措置を講じるとともに、腰痛対策等、労働安全衛生対策を推進する。

(介護職手当の額等)

第4条 介護職手当の額は、職位に基づいて別表に定める額を支給する。ただし、職位は、キャリアパス基準に基づくものとし、それぞれのキャリア（等級）及び評価に応じて変動するものとする。

- 2 月の途中で採用または退職、欠勤等した場合は、第1項に定める介護職手当に対して実際に勤務した時間に比例した額を支給するものとする。ただし、年次有給休暇及び特別休暇については、この限りではない。
- 3 本会の介護事業実績が、年度当初の計画から増減した場合は、第1項に定める介護職手当の額を規模に応じて増減することがある。
- 4 第1項に定める介護職手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(支給方法)

第5条 介護職手当の支給日は、毎月23日とし、銀行振込にて支払う。ただし、当日が休日の場合は繰り上げるものとする。

- 2 一時金は、通貨をもって職員に支給する。

(休職期間中の取り扱い)

第6条 休職期間中は、介護職手当を算定しないものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

1. 非正規職員 (訪問介護・通所介護に従事する介護職)

職位	時給 (パート)	月給 (常勤)
①准ケアスタッフ	190円	31,000円
②ケアスタッフ	210円	34,000円
③チーフケアスタッフ	230円	37,000円
④サブリーダー	250円	40,000円
⑤リーダー	270円	43,000円
⑥チームリーダー	280円	46,000円

2. 正職員と同等の職責を担う嘱託職員 (訪問介護・通所介護共通)

職位	月給
①係長	128,000円
②課長補佐	147,000円
③課長	191,000円

3. 正職員 (訪問介護・通所介護に従事する介護職)

職位	月給
①准ケアスタッフ	31,000円
②ケアスタッフ	34,000円
③チーフケアスタッフ	37,000円
④サブリーダー	40,000円
⑤リーダー	43,000円
⑥チームリーダー	46,000円